利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	八十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	六十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	三百十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	二百六十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	二百二十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	六百三十三億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	百五十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	百十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	百四十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	百七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	五十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	四百四十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十六回）	二・〇％	平成五十四年三月二十日	三百四十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十九回）	一・九％	平成五十五年六月二十日	十二億円
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	三十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十二回）	一・七％	平成五十六年三月二十日	二百三十三億円
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	十二億円
利付国庫債券（三十年）（第四十六回）	一・五％	平成五十七年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十九回）	一・四％	平成五十七年十二月二十日	五億円
利付国庫債券（四十年）（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	二十七億円
利付国庫債券（四十年）（第二回）	二・二％	平成六十一年三月二十日	十億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	八億円
利付国庫債券（四十年）（第七回）	一・七％	平成六十六年三月二十日	五百八十三億円

○財務省告示第百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百十五回、第三百十六回、第三百十八回、第三百二十回、第三百二十一回、第三百二十二回、第三百二十三回、第三百二十四回及び第三百二十六回）、利付国庫債券（二十年）（第五十一回、第五十八回及び第七十五回）及び利付国庫債券（三十年）（第一回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

二　発行の根拠法律及びその条項　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

三　振替法の適用等　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

四　発行方法

五　募入決定の方法

六　発行額　額面金額で四千九百九十七億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　五千四百三十六億二千四百八十七万三千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年四月二十七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(1+\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十二　利率

十三　経過利子の払込み